

入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、こどもの心身の健やかな成育の確保や家族の身体的・精神的負担の軽減のため、入院中のこどもの家族の付添い等に係る環境改善を図る県内の小児医療施設の開設者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「入院中のこどもの家族の付添い等に関する環境改善事業」とは、別表事業の区分の欄に掲げる事業をいう。
- (2) この要綱において「小児医療施設」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所であって、小児患者に係る病床を有するものをいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 補助金所要額調書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 施設の配置図、平面図及び修繕費内訳書（修繕事業に限る。）
 - カ 購入物品の概要を示す書類（見積書、カタログ等）（物品等購入事業に限る。）
 - キ その他知事が必要と認める書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付決定前の事業着手

補助金の交付決定前に補助対象事業に着手する必要がある場合は、あらかじめ知事に対し、交付決定前着手申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

第6 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなけ

ればならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント未満の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「政令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

(4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間の経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は政令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

第7 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第6号）

イ 変更補助金所要額調書（様式第2号）

ウ 変更事業計画書（様式第3号）

エ 変更収支予算書（様式第4号）

オ 施設の配置図、平面図及び修繕費内訳書（修繕事業に限る。）

カ 購入物品の概要を示す書類（見積書、カタログ等）（物品等購入事業に限る。）

キ その他知事が必要と認める書類

第8 実績報告

(1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第7号）

- イ 補助金精算額調書（様式第2号）
- ウ 事業実績書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 施設の配置図、平面図及び修繕費内訳書（修繕事業に限る。）
- カ 購入物品の概要を示す書類（見積書、カタログ等）（物品等購入事業に限る。）
- キ 契約書の写し
- ク 補助事業の完了を証する施設又は購入物品の写真
- ケ その他知事が必要と認める書類

(2) 提出期限

補助事業完了の日から起算して30日を経過した日（第6(1)ウにより事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第9 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を対象対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、

その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書(様式第9号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

補助の対象			補助額
事業の 区分	補助基準額	補助対象経費	
修繕事業	小児医療施設 1 か所当たり 7,500,000円	環境改善のための小児医療施設 内の修繕に要する経費（ただし、 補助対象年度において修繕に 着手し完了したものに限る。）	補助基準額と補助対象経 費の実支出額とを比較し て少ない方の額と、総事 業費から寄附金その他の 収入額を控除した額とを 比較していずれか少ない 額（算出された額に1,000 円未満の端数が生じた場 合は、これを切り捨てた 額）
物品等 購入事業	小児医療施設 の小児患者に 係る1床当た り 20,000円	環境改善のための物品等の購入 に要する経費	

備考

- 1 修繕事業については、静岡県保健医療計画における小児医療（小児救急医療を含む。）の「小児救命救急医療」を担う医療機関として掲げられている小児医療施設が実施する場合に限り、補助の対象とする。
- 2 一の小児医療施設に対する補助は、修繕事業及び物品等購入事業のそれぞれで、10年間に付き1回限りとする。